

明和町自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの基本方針

1 ケアマネジメントの目的

明和町（以下「町」という。）では、介護保険法の基本理念に基づき、ケアマネジメントとは高齢者の自立支援、重度化防止及び生活の質（QOL）の向上に資するものと定義し、介護予防に係るケアマネジメント（介護予防・介護予防ケアマネジメント）のあり方を町と介護支援専門員、地域包括支援センター職員（以下「ケアマネージャー等」という。）とで共有するとともに、ケアマネジメントの質を向上させることで、よりよい介護保険制度の運営を図るため、次のとおり基本方針を定めます。

2 ケアマネジメントの定義

ケアマネジメントの定義は多様ですが、「利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害する様々な複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発を通じて、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づき課題解決を図っていくプロセスとそれを支えるシステム」と言えます。

住み慣れた地域で、最後まで自分らしく自立した日常生活を送るためには、地域資源（フォーマルサービスやインフォーマルサービスなど）をうまく活用して、利用者を支える多職種や、地域、家族等が連携できるよう、ケアマネジメントを推進していくことが重要です。

3 ケアマネジメントの基本的取扱方針

介護保険の基本理念を実現することで、ケアマネジメントにおいては、ケアマネージャー等は以下のことに留意して取り組むこととし、町はこれに対して支援を行います。

①介護予防ケアマネジメント

- ・介護予防ケアマネジメントは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮してケアマネジメントを行う。
- ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ・介護予防支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないように公正中立に行う。
- ・事業運営に当たっては、町、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、町民における自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連

携に努めなければならない。

②居宅介護ケアマネジメント

- ・居宅介護ケアマネジメントは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ・居宅介護ケアマネジメントは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ・居宅介護ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることがないように、公正中立に行わなければならない。
- ・指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

4 ケアマネジメントの質の向上に向けた町の取り組み

①研修

介護支援専門員・主任介護支援専門員における技能の習得・向上に資する研修のほか、職能団体と連携した専門的な研修を全事業所向けに随時実施し、専門性の向上を支援します。

②ケアプラン点検

ケアプラン点検とは、介護保険適正化事業の一貫として実施する。ケアマネージャーが作成したケアプランが、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援」に資する適切なプランになっているかを、保険者がケアマネージャーとともに検証確認するものです。その目的には、点検を通じてケアマネージャーの「気づき」を促し、マネジメント力の向上に資することも含まれます。

③地域ケア会議

地域ケア会議は、介護保険法第 115 条の 48 で定義されており、町及び地域包括支援センターが主催する会議です。

個別ケースについて、多職種からの助言を得ながら、高齢者の QOL の向上に向けた支援の検討を行い、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見を目的とした会議です。会議で明らかになった地域課題については、町の関係者や専門職、地域関係者等が参加する地域ケア推進会議等でその解決に向けた検討を行う仕組みも構築されています。